

だて結婚新生活支援事業

伊達市では新婚世帯の婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、地域少子化対策重点推進交付金を活用し、39歳以下の新婚世帯を対象に伊達市に居住するための住宅取得費用、住宅賃借費用（敷金、礼金含む）、引越費用、リフォーム費用を補助いたします。

（1）補助詳細

①補助対象費用

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った下記の費用

- ・住宅の取得費用（新築・購入）
- ・住宅のリフォーム費用
- ・家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・引越費用

②補助上限額

- ・対象住宅が梁川・霊山・月舘地域（過疎地域）にある世帯：上限 60 万円
- ・対象住宅が伊達・保原地域にある世帯：上限 30 万円

（2）申請受付期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日

（3）補助対象者

- ・令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯
 - ・新婚世帯の夫婦の所得額の合計が400万円未満であること（貸与型奨学金の年間返済額を除く）
 - ・対象となる住宅が伊達市内にあること
 - ・夫婦共に婚姻日における年齢がいずれも39歳以下であること
 - ・申請日において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の所在地となっていること
 - ・当該住宅に申請日より3年以上継続して居住する意思があること
 - ・夫婦の双方が市税を滞納していないこと
- ※他要件あり

(4) 従来との比較または事業効果

- ・従来の婚活支援事業では、出会いの場の提供や婚活セミナーを主として行ってきたが、今回の事業により新婚世帯の経済的負担軽減を図ることで、若い世代が安心して結婚できる環境づくりを目指す。
- ・過疎地域に居住する場合は、市単独で補助上限を上げることで、過疎地域の振興および人口減少対策を図る。

担当 | 未来政策部協働まちづくり課
電話 024-575-1177